

2010-11-19

武田薬品工業株式会社湘南研究所との環境・安全に関する協定書

(修正案)

(修正・加筆箇所は、網掛により示してあります)

武田問題対策連絡会
連絡先 小林 麻須男
藤沢市亀井野 1371-5 44-0375

藤沢市(以下「甲」という。)と武田薬品工業株式会社(以下「乙」という。)は、乙が藤沢市村岡東二丁目26番地の1に設置する湘南研究所(以下「研究所」という。)に係る**市民生活の安全および環境保全**に関する協定を藤沢市環境基本計画の理念を尊重し、次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、**研究所の運営に伴う生活市民生活の安全および環境保全上の支障及び災害・事故を未然に防止し、市民の安全と健康を守り、生活環境を保全するとともに、藤沢市環境基本計画の理念に基づき良好な環境の未来への継承、環境への負荷が少ない社会の実現のため、市民生活の安全および環境保全に関する対策を推進することを目的とする。**

(事業者の責務)

第2条 乙は、研究所の運営に当たっては、関係する法律及び条例等を遵守するとともに、この協定に定める事項を誠実に**履行する義務を有するものとする。**

(甲の**指導監督、指示、助言**)

第3条 甲は、乙に対し、この協定を執行する上で、**市民生活の安全および環境保全上必要と認められる事項について指導監督、指示、助言できるものとする。**

(**地域住民・市民参加の環境安全協議会の設置によるリスクコミュニケーションの推進**)

第4条 甲及び乙は、**地域住民・市民との相互理解、リスクコミュニケーションを推進するため、甲、乙並びに地域住民・市民代表参加の環境安全協議会を設置するものとする。**

環境安全協議会の地域住民・市民代表には、近隣住民ならびに研究所3km圏内の市民、排水流域・河口流域住民を含むものとする。

前記協議会の場においては、地域住民・市民を代表する者の他、行政および市民の推薦する専門家の出席も認められ、今後の安全対策につき、地域住民・市民は行政とともに乙との合意形成に参加する機会が保証されること。

協議会は年に1回以上開催し、その場で安全管理項目（大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策、化学物質の安全管理対策、遺伝子組換え実験の安全管理対策、騒音・悪臭防止対策、災害・事故防止対策、地震対策安全教育対策、 ）につき、乙側はその実施状況、安全確認状況を報告し、今後の対策につき協議を行うものとする。

環境安全協議会の運営・権限・協議事項等については別途各「環境安全協議会覚書」をもって定めるものとする。

（情報公開）

第5条 甲は、乙がこの協定の定めにより提出した書類について、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号）及び藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15条例第7号）を遵守した上で、市民に情報公開しなければならない。

2、乙は、施設が安全に運転されているかどうか、市民が判断できる安全管理についての情報を定期的、また、必要に応じ随時（リアルタイムを含む。）に開示すること。なお、この情報開示に当り、乙は、行政および市民に対し、市民の安全にかかる情報について企業機密を口実にして秘匿するという権利の濫用をおこなわぬこと。

（温室効果ガス対策）

第6条 乙は、燃料を燃焼させる設備の運転効率の最適化による燃料等の使用量の削減をはじめ、温湿度管理の徹底を行うなど、温室効果ガスの排出削減に努める。

（大気汚染防止対策）

第7条 乙は、燃料の燃焼に伴い発生する排出ガスから、市民生活の安全および環境保全を図るため、燃料を燃焼させる設備から排出される窒素酸化物、塩化水素ガス、ばいじん及び有害物質等の管理目標の設定、その他必要な措置を講じ、排出濃度の低減に努める。また、実験室から空中に放出される排気、水蒸気、ミスト等に含まれる化学物質、微生物、遺伝子組換え生成物等による影響から市民生活の安全および生活環境を守るため、排気中の微生物検出など排気を定常的に検査し、その結果を遅滞なく甲に報告するものとする。

（水質汚濁防止対策）

第8条 乙は、研究所の排水が公共用水域に影響を及ぼさないようにするため、昭和53年、甲が乙並びに大清水地区住民と締結した協定を遵守し、研究所排水を大清水浄化セ

ンターには排出せず乙研究所構内に廃水処理施設を設置し、汚染物の沈殿回収を図るとともに、上澄水は公共下水道排出基準、BODについては主として危険な実験動物排水由来であることに鑑み一般公共下水道排出基準より上乘せした排出基準10mg/Lまで浄化し、公共水域に排出もしくは循環再利用するものとする。

2、乙は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項第1号に規定する物質の地下浸透を行わないものとする。

3、研究所から排出される排水に含まれる化学物質、微生物、遺伝子組換え生成物等による影響から住民生活の安全および生活環境を守るために十分な排水検査並びに必要な措置を行うものとする。ただし、研究所が扱う微生物、それを接種された実験動物と動物の排泄物ならびに敷糞等については、実験室から排出前の濃度の濃い段階で徹底的に滅菌処理を行うものとする。

（騒音、振動防止対策）

第9条 乙は、研究所から発生する騒音、振動を防止するため、研究所に係わる騒音と低周波空気振動及び振動レベルの管理目標の設定と経時的監視記録、その他必要な措置を講ずるものとする。またその結果は遅滞なく公開するものとする。

（悪臭防止対策）

第10条 乙は、動物実験室および動物排泄物等の貯留槽からの悪臭の発生を防止するために、住民が臭気を感じないレベルの、悪臭に関する管理目標の設定と周辺住民に対する定期的な実態調査、その他必要な措置を講ずるものとする。また調査の結果は遅滞なく公開するものとする。」

（緑地の保全）

第11条 乙は、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年10月20日神奈川県条例第36号）に基づく環境影響評価における注目すべき種の保全、地域特性にあった樹種による緑地の維持保全に努めるものとする。緑地率等の詳細については、藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成21年藤沢市条例第6号）第28条に基づく緑化協定によるものとする。

（生物・化学物質の安全管理）

第12条 乙は、研究所で取り扱う化学物質について、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）に基づく化学物質の適正な管理に関する指針（平成17年神奈川県告示第12号）を遵守するとともに、この指針に基づき自主管理マニュアルを作成し、これを遵守する。また自主管理の記録を定期的に甲に報告するものとする。

2, 乙は, 研究所で使用する**生物・化学物質**について, あらかじめ安全性を評価するとともに, 適切な環境保全上の措置を取って使用するよう努める。

3, 乙は, **生物・化学物質等**を含む廃液は回収を徹底し, 廃棄物として処分することで, **公用水域等**への排出を抑制する。なお, **微生物**については, **実験室から**排出前の濃度の濃い段階で**徹底的に滅菌処理を行うこととする。**

(バイオテクノロジー作業の安全管理)

第13条 乙は, 遺伝子組換え生物等の使用等に当たって, **生物材料の環境への影響を未然に防止して住民生活の安全および生活環境を守るため**, 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)及び神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針(平成5年10月1日神奈川県施行)を遵守し, これに基づく自主管理マニュアルを作成し, これを遵守する。

実験取扱いの微生物並びに遺伝子組換え生成物の場外排出を防止するため, 中継槽並びにそれぞれの排出口に於いて排水・排気を採取し, 実験室からの排出前の濃度の濃い段階で微生物培養試験を行うとともに, 徹底的に滅菌処理を行うものとする。

(微生物の安全管理)

第14条 乙は, 取り扱う微生物について, 法令等を遵守して適正に管理する。

なお, 乙は, 感染症の予防及び感染症患者の医療に関する法律(平成10年法律第114号)で定められた**特定病原体**を使用する研究が生じた場合には, **事前に甲へ届出して協議しなければならない。また必要な関係法令を遵守して適正に取り扱わねばならない。**

乙は, P3レベルの**感染性の強い病原菌**は当施設においては**取り扱わないものとする。**

また, 微生物並びに遺伝子組換え生成物の場外排出を防止するため, それぞれの中継槽並びに排出口に於いて定期的に微生物培養試験を行うものとする。また, 排気中の微生物検出など排気を常時検査し監視するための必要な措置を講ずるものとする。

また, その結果については遅滞なく甲に報告するものとする。

(実験動物の管理)

第15条 乙は, 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)にしたがって**実験動物の管理**をするとともに, 実験動物の**「逃走」**を防止するため**実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)**に基づく**措置を講ずる。また, 厚生労働省の所管する実施機関に於ける動物実験等の実施に関する基本指針に基づき「動物実験委員会」の設置と, さらに「実験倫理委員会」を設置し, 苦痛の低減, 代替法の利用, 実験動物の削減等3Rについて必要な措置を講じるものとする。「実験倫理委員会」は, 構成メンバーに当該施設と利害関係のない有識者, 専門家等第三者を含むとし, 3Rの進捗状況について, 乙研究所に立ち入り, 説明を求めることが出来るも**

のとする。

乙は、動物実験の実施規模について年度毎に削減目標を定めるとともに定期的に実験動物の種類別使用状況をふくむ「動物実験委員会」の活動状況に付いて、甲に報告し公開するとともに年度毎に削減目標を定めるものとする。

(放射性物質の安全管理)

第16条 乙は、放射性物質又は放射性物質を内蔵した機器を使用する業務について、放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律（昭和32年法律第167号、以下この協定において同じ。）及び関係法令を遵守して安全に取り扱う。

(廃棄物対策)

第17条 乙は、研究所から発生する廃棄物発生量の抑制に努めるとともに、再生利用できるよう処理に努める。

2, 乙は、産業廃棄物を処理委託する場合は、産業廃棄物管理票により行う。なお、特別管理産業廃棄物の処理委託に際しては、あらかじめ処理処分を委託する廃棄物の化学的性質や取り扱う際に注意すべき事項等を委託先に通知する。

3, 乙は、施設において生じる廃棄物に関しては、種類別の処理方法、管理責任者等を定め、実験従事者に周知徹底をはかるとともに、責任管理体制の実態を甲に届出する。

4, ラジオアイソトープ廃棄物については、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律を遵守し、適切に処理・処分をする。

(実験動物の焼却 挿入)

第17条の2(挿入) 乙は、使用済み実験動物の焼却については、住民の居住地に近接する乙研究所構内では行わず、乙研究所構外の適切な立地条件の場所に焼却炉を設けるか、あるいは外部専門業者に委託して焼却するものとする。

(災害・事故防止対策)

第18条 乙は、周辺住民・市民の生活の安全および生活環境に影響を及ぼすことのないように、災害・事故防止対策を行う。

2, 乙は、危険物や高圧ガスを使用する場合は、消防法（昭和23年法律第186号）高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、その他関連法令に基づき、適切な除害設備及び防火・消火設備を設置するなど、事故・災害について防止措置をとらなければならない。

3, 乙は、定期的に事故を想定した教育訓練、地域住民と消防署による避難訓練等を行うとともに、訓練方法の改善や創意工夫に努める。その詳細を記録保存するものとする。

(地震対策)

第19条 乙は、大規模地震を想定して、研究所の免震性及び耐震性を確保するとともに、**生物・化学物質等の実験材料の漏出防止対策及び火災・爆発事故防止対策に努めるものとする。また、防止対策の実際を甲に報告するものとする。**

2、乙は、地震発生時の必要な措置及び活動を定め、従事者に周知し運用する。

3、乙は、前項に定める措置及び活動を実践するために、**消防署、地域住民も含め**定期的に訓練を実施するものとする。

(生活環境・自然環境保全組織の整備)

第20条 乙は、研究所における**生活環境・自然環境保全**に関する組織を整備するものとする。

2、乙は、**生活環境・自然環境保全**に関する業務を総括管理する**生活環境・自然環境保全**総括者及びこの業務を担当する**生活環境・自然環境保全**担当者を選任するものとする。

3、乙は、第1項に定める**生活環境・自然環境保全**に関する組織の概要を甲に報告するものとする。また、前項に定める**生活環境・自然環境保全**総括者及び**生活環境・自然環境保全**担当者を甲に報告すると

ともに、これらを内容に変更したときも甲に報告する。

(施設の維持管理)

第21条 乙は、研究所内に設置した施設の保守点検整備を定期的実施し**その結果を甲に報告するものとする。**特に**生活環境・自然環境保全**関係の施設については、その性能が十分に発揮できるように努めるとともに、適切に維持管理する。**生活環境・自然環境保全**関係施設の仕様変更・改築・増築等については事前に甲に届出るものとする。

(事故時の措置)

第22条 乙は、**「事故により生活環境・自然環境の汚染が発生し、又は発生する恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、かつその事故の復旧に努めるとともに、速やかに甲に報告する。**

2、甲は、前項に定める報告を受けた場合において、その事故の拡大及び再発防止のための適切な措置を講じることに努めるよう乙に指示することができる。

3、乙は、甲が必要と認める場合、又は研究所周辺に影響が出る恐れがある場合には甲と協議して、藤沢市の地域住民・市民（**環境安全協議会参加地域住民**）に状況等を遅滞なく説明するものとする。

4、前項において、甲乙が協議の上で合意したときは、研究所に立ち入る甲の職員に藤沢市の地域住民・市民（**環境安全協議会参加地域住民**）同行させることができるものとする。**また合意が得られないときは、その理由を開示するものとする。**

(測定及び報告)

第23条 乙は、汚染物質等の測定を**定期的**に行い、その測定結果を記録し、保存するとともに、甲に報告するものとする。なお、当該測定の実施回数、甲への報告回数及び記録の保存期間については、甲乙協議して定めるものとする。

(立入検査等)

第24条 甲ならびに**環境安全協議会参加地域住民・市民代表**は、この協定の施行に必要な限度において、**研究所その他の場所に定期的**に立ち入りし、**施設、実験記録等の帳簿書類その他の物件**を検査することができる。

甲はこの協定の目的に必要な限度において、**武田薬品に対し随時報告を求め、または研究所内に立入り、排水のサンプリング採取をはじめ安全性チェックに必要な検査(必要な第三者的専門機関の同行可)**をおこなうことができるものとする。

武田薬品が条例等に違反した場合、またはその疑義がある場合には、甲は、市長判断により抜き打ち検査を行うものとし、さらに住民代表はかかる場合に市長に対し、緊急の抜き打ち検査を要求する権限をもつものとする。

(苦情の処理)

第25条 乙は、**地域住民・市民(環境安全協議会参加地域住民・市民)**から、「**研究所の業務に伴う安全上および環境保全上の苦情**」を受けた場合は、直ちにその原因を調査するとともに、誠意を持って苦情解決のための必要な措置を講じる。なお、乙は、**すべての苦情について**、甲に報告するものとする。

2、乙は、前項に定める苦情を受け付けるための相談窓口を設置する。

(被害発生時の**補償措置**)

第26条 乙は、**研究所の運営に伴う地域住民・市民の生活環境並びに周辺の自然環境保全上の支障**及び**災害・事故の発生により、地域住民の健康又は財産に被害を及ぼした場合**には、速やかにその加害原因を除去するとともに、誠意を持って**補償**しなければならない。

(**生活環境並びに自然環境保全教育の徹底**)

第27条 乙は、**地域住民・市民の生活環境並びに周辺の自然環境保全に関する教育と訓練**を従事者に計画的に実施するとともに、**環境保全のための指示等**が速やかに従事者に徹底させるものとする。

(違反時の措置)

第28条 乙がこの協定に定める事項に違反した場合は、甲は乙に対して必要な指示を行うことができる。**乙が、甲の指示を履行しなかった場合は、乙に操業の一時停止、事業の**

縮小，全面停止を求めることが出来る。

2，乙は，前項で指示を受けた場合は，その指示されたことについて，対応した事項を甲に報告するものとする。

(覚書)

第29条 この協定に規定する管理目標**ならびに地域住民・市民代表の参加した環境安全協議会の運営・権限等**については，覚書で別に定めるものとする。

(その他)

第30条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき，この協定に定める事項を改定しようとするとき，又は，この協定に定めのない事項について定める必要が生じたときはその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し，甲乙記名押印の上，各1通を保有する。

2011年(平成23年) 月 日

甲 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市長 海老根靖典

乙 大阪市中央区道修町四丁目1番1号
武田薬品工業株式会社
代表取締役社長 長谷川閑史